

告 示

埼玉県告示第二百九十号

平成十七年埼玉県告示第八百七十五号（水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

表の備考中「別表2の1の(1)の表」を「別表2の1の(1)のアの表」に改める。